

## こども・子育て支援会議 教育・保育部会

### 平成 27 年度開催状況

- ・平成 27 年度第 1 回 平成 27 年 8 月 6 日（木）
  - 1 子ども・子育て支援新制度の開始状況について
    - (1) 教育・保育施設等の状況について
    - (2) 新制度への移行に関する意向調査について
    - (3) 新制度の広報・周知について
  - 2 こども・子育て支援計画の事業計画のうち、教育・保育の実施状況の点検及び評価について
  - 3 認可・確認部会の開催状況、及びこども・子育て支援会議運営要綱の改正について
  - 4 その他
    - (1) 大阪市の保育所入所待機児童数（平成 27 年 4 月 1 日現在）について
    - (2) 保育施設・事業利用にかかる利用調整結果通知時期の前倒しに関する検討状況について
  
- ・平成 27 年度第 2 回 平成 27 年 11 月 13 日（金）
  - 1 会議の運営方法について
  - 2 子ども・子育て支援新制度における課題について
    - (1) 地域型保育事業における連携施設の確保について
    - (2) 幼稚園における小規模保育事業の実施について
    - (3) 認定こども園に関する制度等説明について
  - 3 その他
    - (1) 各委員からの意見及び質問について
    - (2) 就学前児童の各施設入所児童数について
  
- ・平成 27 年度第 3 回 平成 28 年 3 月 8 日（火）
  - 1 平成 28 年度当初予算案について
  - 2 子ども・子育て支援新制度にかかる次年度に引き継ぐ課題について
    - (1) 幼稚園内への地域型保育事業所の設置について P5.6 参照
    - (2) 地域型保育事業における連携施設の確保について P7.8 参照
    - (3) 保育士の配置基準の弾力化について P9 参照
    - (4) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策について（国の動き） P10 参照
  - 3 こども・子育て支援計画の見直し時期の前倒しについて P11.12 参照
  - 4 その他
    - (1) 子どもの貧困対策にかかる実態調査の実施について
    - (2) 当部会の委員構成について P13 参照

**審議事項** [

- ・新制度施行後の地域型保育事業者を加えた構成にしてはどうか
- ・支援会議の公募委員を部会に参加してもらってはどうか

## こども・子育て支援会議 放課後事業部会

### 平成 27 年度開催状況

- ・平成 27 年度第 1 回 平成 28 年 3 月 24 日（木）
  - 1 平成 28 年度の「児童いきいき放課後事業」及び「留守家庭児童対策事業」予算について
  - 2 今後の放課後施策のあり方について

## こども・子育て支援会議 認可・確認部会

### 1 平成 27 年度開催状況（第 1 部会）

- (1) 全体会 平成 27 年 4 月 10 日（金）  
選定を行うための小委員会の設置等について（個別審査等なし）
- (2) 第 1 回 平成 27 年 7 月 23 日（木）  
平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。全件を了承。
- (3) 第 2 回 平成 27 年 8 月 31 日（月）  
平成 27 年 9 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- (4) 第 3 回 平成 27 年 9 月 18 日（金）  
平成 27 年 10 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件及び地域型保育事業確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- (5) 第 4 回 平成 27 年 10 月 6 日（火）  
平成 27 年 12 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 5 件について審査検討。全件を了承。
- (6) 第 5 回 平成 27 年 12 月 10 日（木）  
平成 28 年 1 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件及び平成 28 年 2 月 1 日付けの保育所確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- (7) 第 6 回 平成 28 年 1 月 18 日（月）  
平成 28 年 2 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- (8) 第 7 回 平成 28 年 3 月 17 日（木）  
平成 28 年 4 月 1 日付けの幼保連携型認定こども園認可申請 4 件について審査検討。また、平成 28 年 4 月 1 日付けの幼保連携型認定こども園確認申請 4 件、幼稚園型認定こども園確認申請 4 件、保育所確認申請 13 件、地域型保育事業確認申請 21 件、幼稚園確認申請 1 件、平成 28 年 5 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件、平成 28 年 6 月 1 日付けの保育所確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。

## 2 平成 27 年度開催状況（第 2 部会）

認定こども園設置・運営法人の選定にかかる会議

- (1) 第 1 回 平成 27 年 6 月 26 日（金）
- (2) 第 2 回 平成 27 年 12 月 24 日（木）

## 3 平成 27 年度開催状況（第 3 部会）

認定こども園設置・運営法人の選定にかかる会議

- (1) 第 1 回 平成 27 年 6 月 9 日（火）
- (2) 第 2 回 平成 27 年 6 月 11 日（木）
- (2) 第 3 回 平成 27 年 6 月 25 日（木）

### 参考

#### 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会

（平成 27 年度開催状況）

全体会 平成 27 年 5 月 15 日（金）

公募案件の概要説明、小会議の設置等について（個別審査等なし）

第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日（金）

平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。全件を了承。

第 2 回 平成 27 年 8 月 31 日（月）

平成 27 年 9 月 1 日付けの小規模保育事業認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

第 3 回 平成 27 年 9 月 14 日（月）

平成 27 年 10 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件及び小規模保育事業認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

第 4 回 平成 27 年 10 月 2 日（金）

平成 27 年 12 月 1 日付けの小規模保育事業認可申請 5 件について審査検討。全件を了承。

第 5 回 平成 27 年 12 月 4 日（金）

平成 28 年 1 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件及び平成 28 年 2 月 1 日付けの保育所認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

第 6 回 平成 28 年 1 月 18 日（月）

平成 28 年 2 月 1 日付けの家庭的保育事業等認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

第 7 回 平成 28 年 3 月 16 日（水）

平成 28 年 4 月 1 日付けの保育所認可申請 13 件及び家庭的保育事業等認可申請 21 件、平成 28 年 5 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件、平成 28 年 6 月 1 日付けの保育所認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

(案)

幼稚園内への地域型保育事業所(小規模保育事業所等)の設置について(今後の取扱い)

幼稚園内への地域型保育事業所(小規模保育事業所等)の設置について、幼稚園等からの要望も踏まえ、待機児童解消や地域型保育事業所卒園後の児童の受け皿確保等の観点から、本市において今後は可能とし、その具体的な内容等は次のとおりとします。

なお、認可保育所内や認定こども園内への地域型保育事業所の併設は従来どおり不可とします。

1. 幼稚園内への地域型保育事業所の設置について

幼稚園舎を改修し、小規模保育事業所を設置することを可能とする。 小規模保育事業の認可基準等(裏面の主な遵守事項等参照)への適合が必要。施設整備補助金について、これまで小規模保育事業の補助対象( )は賃貸物件のみで、自己所有物件の改修は対象外であったが、幼稚園舎の多くが自己所有物件であること等を考慮し、自己所有物件の改修(新築は除く)も補助対象とする。

( )大阪市では地域型保育事業の整備補助対象は「小規模保育事業A型で定員19名のみ」

2. 利用児童について

現に2歳児保育や満3歳保育を行っている幼稚園があることを考慮し、幼稚園内への地域型保育事業所の設置に際して、自主整備(本市からの整備補助金なし)の場合にあつては、2歳児のみや1~2歳児のみ等、定員設定のない歳児がある保育(以下「特定歳児保育」という)を可能とする。ただし、特定歳児保育を行う場合、当該幼稚園は連携先として当該地域型保育事業所卒園後の受け皿となり、保育を継続することを必須とする。

幼稚園内への地域型保育事業所の整備条件(まとめ)

	要件	整備方法	特定歳児保育の可否	連携先への卒園卒受入設定
補助金整備	・小規模保育事業(A型)での応募(定員19名)	・空き教室などの改修 【整備地域】 公募地域のみ	不可 (0~2歳児までの全年齢の定員設定は必須)	国が設けている経過措置(平成31年度までの猶予)を適用
自主整備	・家庭的保育事業(1~5名)小規模保育事業(A型)(6~19名)など、施設種別に応じた定員	・空き教室などの改修 ・新築 【整備地域】 市内全域可	可能 (例:1~2歳児のみ、2歳児のみ)	【0~2歳児保育の場合】 平成31年度まで猶予あり 【特定歳児保育の場合】 必須とする(猶予規定を適用しない)

## 幼稚園内への地域型保育事業所設置・運営に係る主な留意事項（遵守事項等）

地域型保育事業の基準を満たす必要

- ・（施設基準）避難経路を確保していること、建築確認の検査済証があること、新耐震基準を満たすこと、など。
- ・（設備基準）沐浴設備、幼児用トイレなど。
- ・ 2歳児のみの地域型保育事業所を実施する場合でも沐浴設備は必要。

地域型保育事業所と幼稚園との兼任及び共用について

- ・ 職員の兼任は不可。
- ・（設備等共用不可）保育室、衛生設備（幼児用トイレ、幼児用手洗い、沐浴設備、汚物槽、職員トイレ 保育室内に設置）。
- ・（設備等共用可） 玄関や廊下、職員室など。

地域型保育の卒園後の受け皿となり卒園後の子どもが通うこととなる場合、預かり保育の実施にあたっては、当該子どもの保護者の就労状況に合わせた地域型保育事業所通園時と同様の保育時間及び夏休み等の長期休業期間中における開園となるよう配慮することとする。また、地域型保育事業所への入所にあたっては、子どもの保護者に対し、重要事項説明の際に預かり保育の内容についても周知すること。

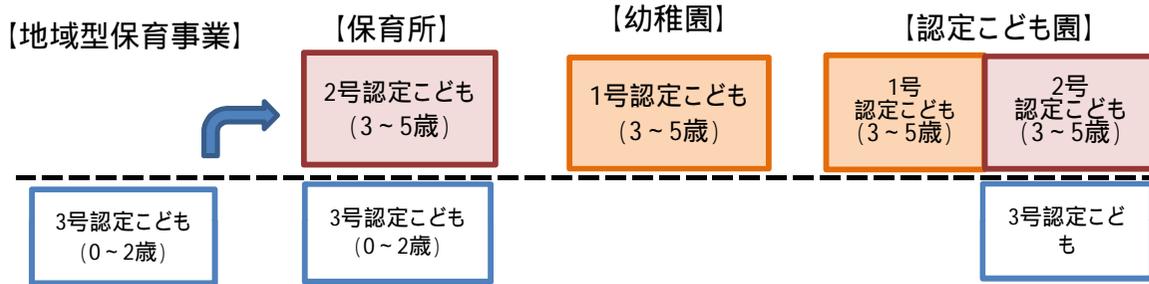
区が利用調整を行い入所を決定するため、地域型保育事業所の入所者を幼稚園側で決定はできない。

幼稚園内への地域型保育事業所の設置にあたっては、認可変更が必要かなど、大阪府へ事前に相談すること。

# 地域型保育事業連携支援事業

## ○制度の概要

- ・地域型保育事業は小規模保育(A・B・C)、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類の保育事業で構成されている。
- ・小規模保育・家庭的保育は受入対象児童が0～2歳であることから、利用者は3歳児以降に通う施設を探す必要がある。



## 連携施設の役割

### 保育内容の充実

園庭開放や集団保育を体験するための機会を提供するなどの保育内容の支援

### 代替保育の実施

家庭的保育者等が病気等により保育を提供することができない場合に代わって保育を提供

### 3歳児の受入枠の確保

地域型保育事業所の卒園後に優先入所することができる

連携施設の確保は、子ども・子育て支援新制度施行後5年間の猶予期間あり



平成32年4月からは、すべての地域型保育事業で連携施設の確保が必要

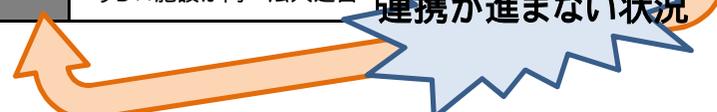
## ○現在の連携の状況(平成27年12月現在)

施設種別	施設数	地域型保育事業と連携している施設数・園数	連携先となる地域型事業所数	備考
私立幼稚園	114	2	4	*うち1施設が平成28年4月に認定こども園移行予定
認定こども園	31	1	1	*同一法人運営
民間保育所	303	18	22	*うち10施設が同一法人運営
合計	448	21	27	*うち11施設が同一法人運営

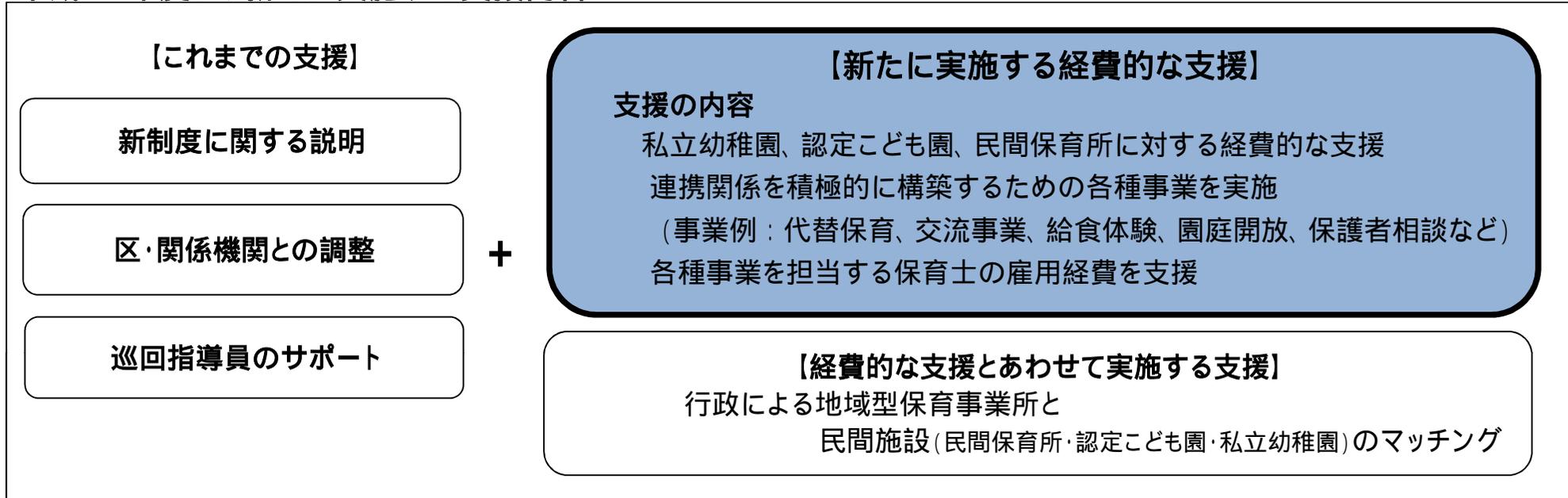
## ○地域型保育事業の今後の推移

	平成27年度(12月現在)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域型保育事業所数	102	121	151	193

連携が進まない状況



## ○平成28年度より新たに実施する支援内容



## ○平成28年度 事業予算額

1カ所あたり年間補助額：1,423,200円 (月額上限118,600円×12ヶ月)

【参考】@7,130(本市アルバイト単価)×25日分×6h/7.5h×12月=1,711,200円 (月額142,600円)

1,711,200円 - 288,000(公定価格に含まれる年額) = 1,423,200円 (月額118,600円)

経費的な支援を活用した連携施設目標数：21カ所

\*平成28年度地域型保育事業121カ所の4割(48カ所)を確保目標とする。

\*48カ所より、平成27年度に確保済連携施設数(27カ所)を除く

事業予算額：29,887千円 (@1,423,200×21カ所)

# 保育士の配置基準の弾力化について

【 条例改正後(平成28年4月1日～) 】 (90人定員)

(保育士配置にかかる年齢別基準) \* 条例改正後も年齢別基準は変更なし  
 0歳児→ 3:1 1・2歳児→ 6:1 3歳児→20:1 4・5歳児→30:1

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
【合同保育】 3歳児: 5人 4歳児: 10人 5歳児: 10人		【5歳児クラス】20人 【4歳児クラス】20人 【3歳児クラス】20人						【合同保育】 3歳児: 3人 4歳児: 5人 5歳児: 5人		【合同保育】 1歳児: 2人 4歳児: 3人 5歳児: 3人		
【合同保育】 0歳児: 1人 1歳児: 2人 2歳児: 3人		【2歳児クラス】12人 【1歳児クラス】9人 【0歳児クラス】6人						【合同保育】 0歳児: 3人 1歳児: 3人 2歳児: 3人				

## 必要となる保育士数

(合同保育) 5歳児→0.3人 4歳児→0.3人 3歳児→0.2人 2歳児→0.5人 1歳児→0.3人 0歳児→0.3人 <b>変更4</b> <b>2人</b>	(各クラスで年齢別に保育) 5歳児→0.6人 4歳児→0.6人 3歳児→1人 2歳児→2人 1歳児→1.5人 0歳児→2人 <b>変更2</b> <b>8人</b> <b>変更4</b>	こどもの年齢別人数に応じて必要となる保育士数に加えて、次の保育士の加配が必要 ○休憩保育士 (保育士が休憩を取るために交代で入る要員) <b>1人</b> ○標準時間認定児童対応保育士 (11時間保育を実施するために必要となる要員) <b>1人</b> <b>変更3</b>	(合同保育) 5歳児→0.1人 4歳児→0.1人 3歳児→0.1人 2歳児→0.5人 1歳児→0.5人 0歳児→1人 <b>2人</b>	(合同保育) 5歳児→0.1人 4歳児→0.1人 1歳児→0.3人 <b>変更1</b> <b>1人</b>
---	--	--	---	---

【変更1】必要保育士数が1名で、保育士1人しか配置できない場合は、もう1人市長が**保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。(附則94条)**

【変更2】小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭が保育に従事することが可能(上記の例の場合、2名の保育士を幼稚園教諭等に変更が可能)(附則95条)

【変更3】定員に応じて必要となる保育士数(10人)を超えて配置している保育士数(2人)の範囲内で、市長が**保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる。(附則96条)**

【変更4】各時間帯に必要な保育士数(年齢別)の**2/3以上は保育士有資格者**を配置しなければならない。(附則97条)

\*上記の例の場合  
 7時～9時 保育士2人以上 (2人×2/3以上)  
 9時～17時 保育士6人以上 (8人×2/3以上)

保育士2名配置が困難な時間帯等への対応策

幼稚園教諭、小学校教諭等の活用

研修や休暇取得の対応策 (保育士の処遇向上)

# 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

参考

## 1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

## 2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
  - ①重大事故の情報の集約のあり方
  - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
  - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

## 3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

### ○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業
  - ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
  - ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定
  - ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国  
認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国
- ※「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知
- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

## 4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

### ○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成 ⇒施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成 } 検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証  
国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

## 大阪市子ども・子育て支援計画の見直しスケジュール等について（案）

### （趣旨）

平成30年4月までに待機児童をはじめ保育を必要とする全ての児童の入所枠を整備するという、本市の施策目標を確実なものとする。そのため、子ども・子育て支援計画のニーズ量見込みを各区の最新の保育ニーズ量を反映したものとし、それを平成29年度予算に反映すべく、計画見直し時期を前倒しする。

### （方法・手順）

現行計画の保育ニーズ量（各行政区・年齢区分別の量の見込み）と実際の保育ニーズの比較

認可定員、利用定員、実利用人数、就学前児童数 等

区間移動（区域を越えた保育所等の利用）の状況 等

新たな要素の把握及び把握方法の改善について検討

区単位での把握でなく、さらに細分化したニーズ把握方法 等

急激な未就学児増を招く大規模マンション建設計画の把握 等

その他 最新の国勢調査の結果を踏まえた各区における人口推計 等

#### 区の意見・意向等の反映

・平成28年4月頃に局から区へニーズ量等に関する調査

・区長会部会への随時報告 等

保育ニーズ量の把握に関して、ビッグデータやオープンデータの活用の可能性について、設置予定のICT戦略室と協議

子ども青少年局で見直し作業を行い、「計画見直し原案」を作成

子ども・子育て支援会議（親会及び教育・保育部会）への提案・意見聴取、支援会議の意見による修正等

正式な計画見直し

### （留意事項等）

計画見直しで、区の保育ニーズ量が増えたとしても、認可保育所整備数が増えるとは限らないこと。

現行の整備手法では0～2歳の保育枠が不足する場合、認定子ども園又は小規模保育事業所の整備となる。

計画見直しの結果、見直し前よりも保育ニーズ量が減少となる区もあり得ること。

計画の保育圏域を、本市では行政区単位としていること。

大幅な定員割れとなっている保育所等があること。

### （計画見直しに関する想定スケジュール）

現時点で、次ページのスケジュールイメージを想定している。

## こども・子育て支援計画(保育ニーズ量等)に関するスケジュールイメージ

	H28年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29年1月	2月	3月
合議体意見聴取 等		こども・子育て支援会議(部会)		H28年4月1日時点の待機児童数公表	こども・子育て支援会議(部会)			こども・子育て支援会議(親会)						
見直し前倒しの決定(必要性の説明 等)	→	●												
見直し作業		→ 見直し原案の作成 支援会議(部会)に提案			●	→ 見直し原案の修正等 支援会議(親会)に提案			●					
各区の意見反映 等(区長会部会含む)			→											
計画の見直し(正式な見直し時期)								● 正式な計画見直し(最速でH28年10月1日)						
計画見直し結果を、施設種別・整備数等へ反映						→								
財政局との協議(H29予算要求)							→							
H29公募(想定)											→			

● 正式な計画見直し(最速でH28年10月1日)  
 正式な計画見直し日は、平成28年10月～29年4月1日の間で、親会議での修正意見(その手直し)、パブリックコメントの有無 等により変動

### 計画見直しを反映したH28補正予算対応について(考え方)

上記スケジュールで計画見直しは最速でも28年10月となる。仮に、その後に補正予算編成等を行うとしても、その事業者公募は29年度予算による公募と同時期になる。

こども・子育て支援会議 教育・保育部会の委員構成の検討

- 所掌事項 ・子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関すること
- 設置時期 ・子ども・子育て支援会議(第3回.H26.1.27)にて部会の設置を了承  
 ・H26.3.11に第1回開催
- 審議経過 ・当初は、設置以降6月頃までに月1回程度開催するとして、期間限定の設置であった  
 ・H26.6.24第4回部会にて、9月頃までに変更する案を提案、了承  
 ・H26.7.31第5回部会にて、9月以降は必要に応じて開催する常設設置案を提案、了承  
 ・H26.8.1第2回こども・子育て支援会議にて、以上2件を了承  
 ・H27.11.13平成27年度第2回部会にて、年3回(6月初、8月末～9月初、年度末)開催を基本に
- 委員構成 ・支援会議委員のうち幼稚園・保育所・認定こども園の従事者と学識経験者+教育・保育関係者  
**(要検討)新制度施行後の地域型保育事業者を加えた構成を検討する**

(現行)

～平成28年3月31日

分野		関係団体	委員名	人員
幼稚園		(一社)大阪市私立幼稚園連合会	辰巳 正信	2
			市田 守男	
保育所		(一社)大阪市私立保育園連盟	近藤 遼	3
			倉光 慎二	
			本田 久美子	
認定こども園		(一社)大阪市私立幼稚園連合会	片上 星太郎	1
学識 経験者	児童福祉全般		関西大学人間健康学部 教授 山縣 文治	2
	こどもの福祉		大阪大谷大学人間社会学 部人間社会学科 教授 農野 寛治	
合計				8

(案)

平成28年4月1日以降

分野		関係団体	委員名(候補)	人員
幼稚園		(一社)大阪市私立幼稚園連合会	辰巳 正信	2
			市田 守男	
保育所		(一社)大阪市私立保育園連盟	近藤 遼	3
			倉光 慎二	
			本田 久美子	
認定こども園		(一社)大阪市私立幼稚園連合会	片上 星太郎	2
		(一社)大阪市私立保育園連盟		
地域型保育事業				1
学識 経験者	児童福祉全般		関西大学人間健康学部 准教授 福田 公教	2
	こどもの福祉		大阪大谷大学人間社会学 部人間社会学科 教授 農野 寛治	
合計				10